

平成30年第4回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(平成30年12月5日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	放棄した債権の報告について	7
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号））	11
議 案	1	泉南市公平委員会委員の選任について	29
議 案	2	指定管理者の指定について	33
議 案	3	指定管理者の指定について	37
議 案	4	民事調停の成立について	41
議 案	5	民事調停の成立について	45
議 案	6	民事調停の成立について	49
議 案	7	民事調停の成立について	53
議 案	8	民事調停の成立について	57
議 案	9	訴えの提起について	61

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	10	訴えの提起について	65
議 案	11	訴えの提起について	69
議 案	12	阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	73
議 案	13	阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	77
議 案	14	泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
議 案	15	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	85
議 案	16	泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	89
議 案	17	災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について	93
議 案	18	泉南市立青少年センター及び児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	97
議 案	19	泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	101
議 案	20	泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	105
議 案	21	大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	113

議 案	22	平成 3 0 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 9 号）	117
議 案	23	平成 3 0 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 2 号）	149
議 案	24	平成 3 0 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第 1 号）	157
議 案	25	平成 3 0 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	165
議 案	26	平成 3 0 年度泉南市水道事業会計補正予算（第 2 号）	179

報告第 1 号

放棄した債権の報告について

泉南市債権管理条例（平成 30 年泉南市条例第 2 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

債権放棄調書

債権放棄年月日：平成 30 年 10 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 30 年度の放棄した債権			備考
		延べ人数	件数	金額	
水道料金等 （水道料金及 びメーター使 用料、開閉栓 手数料）	第 1 号該当 （行方不明）	896 人	6,677 件	15,857,089 円	時効 2 年 合計延べ人数 のうち実人数 は 1,223 人
	平成 17 年度	24 人	173 件	596,308 円	
	平成 18 年度	31 人	275 件	1,054,552 円	
	平成 19 年度	280 人	2,307 件	5,702,011 円	

	平成20年度	238人	1,896件	4,045,281円	
	平成21年度	177人	1,216件	2,300,938円	
	平成22年度	84人	492件	1,361,439円	
	平成23年度	39人	219件	626,101円	
	平成24年度	22人	94件	164,628円	
	平成26年度	1人	5件	5,831円	
	第2号該当 (生活困窮)	1,440人	8,033件	27,968,311円	
	平成17年度	128人	1,055件	5,066,455円	
	平成18年度	140人	1,231件	6,046,644円	
	平成19年度	242人	1,100件	3,264,133円	
	平成20年度	240人	1,335件	4,351,952円	
	平成21年度	214人	1,220件	3,381,785円	
	平成22年度	208人	1,034件	2,839,504円	
	平成23年度	165人	703件	2,257,740円	
	平成24年度	103人	355件	760,098円	
	第3号該当 (免責)	25人	242件	22,667,776円	
	平成18年度	1人	23件	1,655,571円	

	平成19年度	2人	25件	2,076,308円	
	平成20年度	3人	36件	4,122,286円	
	平成21年度	3人	42件	3,883,073円	
	平成22年度	4人	42件	3,944,121円	
	平成23年度	5人	35件	2,888,147円	
	平成24年度	5人	33件	3,576,640円	
	平成25年度	1人	4件	305,827円	
	平成26年度	1人	2件	215,803円	
	計	2,361人	14,952件	66,493,176円	

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年12月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）

専決理由

平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の被害による災害復旧等に要する経費について、緊急に予算措置する必要が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第6号

平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,598,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年11月20日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(15)府支出金		1,823,945	1,558	1,825,503
	2)府補助金	476,938	1,558	478,496
(18)繰入金		1,159,531	36,039	1,195,570
	1)基金繰入金	1,153,634	36,039	1,189,673
(20)市債		2,397,363	800	2,398,163
	1)市債	2,397,363	800	2,398,163
歳入合計		24,560,364	38,397	24,598,761

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(4) 衛 生 費		3, 113, 165	36, 000	3, 149, 165
	2)清 掃 費	1, 119, 171	36, 000	1, 155, 171
(13)災害復旧費		69, 262	2, 397	71, 659
	2)農業施設災害復旧費	8, 562	2, 397	10, 959
歳 出 合 計		24, 560, 364	38, 397	24, 598, 761

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
災害復旧事業	千円 29,900	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 30,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

平成 3 0 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 8 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 5 府支出金		1,823,945	1,558	1,825,503			
(2) 府補助金		476,938	1,558	478,496			
	11) 災害復旧費補助金	2,835	1,558	4,393	1. 農業施設災害復旧 費補助金	1,558	
1 8 繰 入 金		1,159,531	36,039	1,195,570			
(1) 基金繰入金		1,153,634	36,039	1,189,673			
	7) 財政調整基金繰入金	260,527	36,039	296,566	1. 財政調整基金繰入金	36,039	
2 0 市 債		2,397,363	800	2,398,163			
(1) 市 債		2,397,363	800	2,398,163			
	10) 災害復旧事業債	29,900	800	30,700	1. 災害復旧事業債	800	農業施設災害
歳 入 合 計		24,560,364	38,397	24,598,761			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 10 災害復旧事業債

歳 出

款 4 衛 生 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
4 衛 生 費	3,113,165	36,000	3,149,165		36,000		
(2)清 掃 費	1,119,171	36,000	1,155,171		36,000		
2)塵芥処理費	905,601	36,000	941,601		36,000		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	36,000		100,593
[8]台風第21号災害 対策事業		36,000	36,000		36,000	清掃課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	36,000	災害廃棄物処理業務委託料	
1 3 災害復旧費	69,262	2,397	71,659	2,358	39		
				府支出金 1,558			
				市債 800			
(2)農業施設災害復 旧費	8,562	2,397	10,959	2,358	39		
				府支出金 1,558			
				市債 800			
1)農業施設災害復 旧費	8,562	2,397	10,959	2,358	39		
				府支出金 1,558			
				市債 800			

				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2,397		4,362
[1]農業施設災害復 旧事業	8,562	2,397	10,959		2,358	39 産業観光課	
				府支出金	1,558		
				[農業施設災害復旧 費補助金	1,558]		
				市債	800		
				[災害復旧事業債 農業施設災害	800]		
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2,397		4,362
歳 出 合 計	24,560,364	38,397	24,598,761		2,358	36,039	
				府支出金	1,558		
				市債	800		

款 13 災害復旧費 項 2 農業施設災害復旧費 目 1 農業施設災害復旧費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
2. 災 害 復 旧 債	29,900	119,911	30,700	120,711
(2) 農 林	5,200	6,200	6,000	7,000
計	3,842,963	27,472,971	3,843,763	27,473,771

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	9,001,090		9,001,090	36.6
(2) 地方譲与税	154,400		154,400	0.6
(3) 利子割交付金	9,700		9,700	—
(4) 配当割交付金	46,700		46,700	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	46,700		46,700	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,160,100		1,160,100	4.7
(7) ゴルフ場利用税交付金	47,400		47,400	0.2
(8) 自動車取得税交付金	61,000		61,000	0.2
(9) 地方特例交付金	40,578		40,578	0.2
(10) 地方交付税	2,783,426		2,783,426	11.3
(11) 交通安全対策特別交付金	10,221		10,221	—
(12) 分担金及び負担金	1,001,248		1,001,248	4.1
(13) 使用料及び手数料	370,453		370,453	1.5
(14) 国庫支出金	3,964,480		3,964,480	16.1
(15) 府支出金	1,823,945	1,558	1,825,503	7.4
(16) 財産収入	69,619		69,619	0.3
(17) 寄 附 金	164,215		164,215	0.7
(18) 繰 入 金	1,159,531	36,039	1,195,570	4.9
(19) 諸 収 入	238,332		238,332	1.0
(20) 市 債	2,397,363	800	2,398,163	9.8
(21) 繰 越 金	9,863		9,863	—

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 議 会 費	224,144		224,144	0.9
(2) 総 務 費	2,100,797		2,100,797	8.5
(3) 民 生 費	10,653,480		10,653,480	43.3
(4) 衛 生 費	3,113,165	36,000	3,149,165	12.8
(5) 農林水産業費	163,879		163,879	0.7
(6) 商 工 費	85,341		85,341	0.4
(7) 土 木 費	1,524,053		1,524,053	6.2
(8) 消 防 費	1,002,995		1,002,995	4.1
(9) 教 育 費	2,003,953		2,003,953	8.1
(10) 公 債 費	2,988,039		2,988,039	12.2
(11) 諸支出金	351,256		351,256	1.4
(12) 予 備 費	280,000		280,000	1.1
(13) 災害復旧費	69,262	2,397	71,659	0.3
歳 出 合 計	24,560,364	38,397	24,598,761	100.0

議案第 1 号

泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所	泉南市男里四丁目 2 2 番 3 8 号
氏 名	久 吉 侑 子（く ぜ じゅんこ）
生年月日	昭和 2 2 年 1 月 1 7 日
職 業	無職

提案理由

久吉侑子氏は、平成 3 1 年 1 月 3 1 日をもって任期満了となるが、公平委員会委員として最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第 1 号参考

久吉 侑子 氏 経歴

昭和 4 2 年	3 月	常盤会短期大学卒業
同 4 2 年	4 月	学校法人新金岡幼稚園教諭
同 4 4 年	4 月	岸和田市立八木幼稚園教諭
同 4 7 年	4 月	泉南市立雄信幼稚園教諭
平成 4 年	4 月	泉南市立新家南幼稚園園長
同 9 年	4 月	泉南市立鳴滝幼稚園園長
同 1 2 年	4 月	泉南市立一丘幼稚園園長
同 1 6 年	4 月	泉南市立雄信幼稚園園長
同 1 9 年	3 月	泉南市教育委員会退職
同 2 3 年	2 月	泉南市公平委員会委員に就任（現在に至る）

議案第 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 管理を行わせる公の施設
泉南市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
兵庫県神戸市中央区海岸通 6 番地
国際ライフパートナー 株式会社
代表取締役 荒谷 明彦
- 3 指定の期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案 2 号参考

国際ライフパートナー株式会社の概要

設 立 年 月 日 昭和 4 7 年 1 1 月 1 0 日

団 体 の 目 的 事業を通じて地域に「安心」と「安全」を送り、さらに「感動」を創出し、持続可能な“まちづくり”に皆様のライフパートナーとして、地域社会に貢献することを目的とする。

業 務 の 概 要 人的及び機械警備の業務、建物総合管理、各種メンテナンス業務の環境管理及び企画運営、公の施設の指定管理による運営、駐車場及び有料道路の経営企画運営及び管理業務等

指定管理実績 泉南市立文化ホールその他、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び岡山県の地方公共団体
公の施設 1 3 市 1 町 2 7 カ所

資 本 金 1, 0 0 0 万円

議案第 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 管理を行わせる公の施設
泉南阪南共立火葬場
- 2 指定管理者となる団体
大阪府大阪市北区天神橋七丁目 7 番 5 号
泉南阪南斎苑管理グループ
代表構成員 イージス・グループ有限責任事業組合
構成員 伸和サービス株式会社
- 3 指定の期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案 3 号参考

代表構成員 イービス・グループ有限責任事業組合の概要

住 所	三重県四日市市朝日町 1 番 4 号
設 立 年 月 日	平成 1 8 年 3 月 1 5 日
業 務 の 概 要	公共の斎場・墓地施設の管理運営、有料道路における料金収受業務及び道路管理業務、火葬炉・その他の焼却炉の設備・施行・メンテナンス等
指定管理実績	大阪市立北斎場の他、大阪府、兵庫県、滋賀県、北海道、埼玉県、千葉県、静岡県、愛知県、岡山県、広島県及び宮崎県の地方公共団体 公の施設 1 5 市 2 7 カ所
出 資 金	7, 0 0 0 万円

構成員 伸和サービス株式会社の概要

住 所	大阪府大阪市北区天神橋七丁目 7 番 5 号
設 立 年 月 日	昭和 4 7 年 6 月 1 5 日
業 務 の 概 要	ビルメンテナンス業、警備業、建設業、放置車両確認事務、有料道路の管理、電気工事業
指定管理実績	大阪市立北斎場の他、大阪府の地方公共団体 公の施設 2 市 5 カ所
資 本 金	7, 0 0 0 万円

議案第4号

民事調停の成立について

佐野簡易裁判所平成29年（○）第○号調停申立事件について、泉南市は次のとおり調停を成立させるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 申立人 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人
- 2 相手方 ○○ ○○（泉南市内）
- 3 調停成立の内容
 - (1) 相手方は、申立人に対し、使用している泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市○○○○番。以下「本件土地」という。）を明け渡す義務があることを認める。
 - (2) 申立人は、相手方に対し、本件土地の明け渡しを、平成32年12月31日まで猶予する。
 - (3) 相手方は、申立人に対し、平成33年1月1日限り、本件土地上の建物を収去して、本件土地を明け渡す。

- (4) 相手方は、申立人に対し、平成30年1月1日から平成32年12月31日までの間、本件土地の賃料相当損害金として、年額30万円の支払義務のあることを認める。
- (5) 相手方は、(4)の金員の支払いを一度でも怠った場合、申立人に対し、直ちに本件土地上の建物を収去して、本件土地を明け渡す。
- (6) 相手方は、平成32年12月31日までに(4)の総支払額と合計して金305万9,000円を申立人に支払うことにより、申立人から本件土地を買い受けることができる。
- (7) (6)により相手方が本件土地を買い受ける場合、相手方は、本件土地を現状有姿のまま異議なく買い受けるものとし、申立人は、本件土地に瑕疵がある場合にも、瑕疵担保責任を負わないものとする。
- (8) 相手方は(6)の支払日から7年間、本件土地を自己の居住用に供し、期間内に本件土地上に住居以外の建物の建築及び本件土地の全部または一部について所有権の移転または地上権、質権もしくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用借権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転することをしてはならない。
- (9) やむを得ない理由により、(8)に定める内容を変更する必要があるときは、相手方は申立人に対し予めその旨を書面によって通知し、申立人の承諾を得なければならない。
- (10) 相手方が(8)に定める期間または(9)により変更された期間中に(8)に定める行為をしたときは、申立人は、(6)に定める価額で本件土地を買い戻すことができるとともに、相手方は(6)の支払日から本件土地を申立人に引き渡すまでの期間に対応する賃料相当損害金を、申立人に支払うものとする。
- (11) 調停費用は各自の負担とする。

議案第5号

民事調停の成立について

佐野簡易裁判所平成29年（○）第○号調停申立事件について、泉南市は次のとおり調停を成立させるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 申立人 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人
- 2 相手方 ○○ ○○（泉南市内）
- 3 調停成立の内容
 - (1) 相手方は申立人に対し、使用している泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市○○○○番。以下「本件土地」という。）を明け渡す義務のあることを認める。
 - (2) 申立人は相手方に対し、本件土地の明け渡しを平成31年3月31日まで猶予する。
 - (3) 相手方は、平成31年4月1日限り、本件土地上にある建物並びに敷地内の工作物及び動産（以下「工作物等」とい

う。)の所有権を全て放棄する。

(4) 相手方は申立人に対し、平成31年4月1日限り、工作物等を撤去したうえで退去して本件土地を明け渡す。

(5) 調停費用は、各自の負担とする。

議案第 6 号

民事調停の成立について

佐野簡易裁判所平成 29 年（○）第○号調停申立事件について、泉南市は次のとおり調停を成立させるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 申立人 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

2 相手方 ○○ ○○（泉南市内）

3 調停成立の内容

- (1) 相手方及び利害関係人 ○○ ○○（以下「利害関係人」という。）は、申立人に対し、使用している泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市○○○○番。以下「本件土地」という。）を明け渡す義務があることを認める。
- (2) 申立人は、相手方及び利害関係人に対し、本件土地の明け渡しを、平成 37 年 12 月 31 日まで猶予する。
- (3) 相手方及び利害関係人は、申立人に対し、平成 38 年 1 月 1 日限り、本件土地上の建物及び工作物を収去して、本件

土地を明け渡す。なお、その収去費用は相手方及び利害関係人の負担とする。

- (4) 相手方及び利害関係人は、申立人に対し、平成31年1月から本件土地の明け渡し済みまで、本件土地の賃料相当損害金として、月額2万2,900円を支払う。
- (5) 相手方及び利害関係人は、(4)の賃料相当損害金の支払いを2回以上怠り、かつ、その額が4万5,800円に達した場合は、(2)(3)の期限に関わらず、直ちに本件土地上の建物及び工作物を収去し、本件土地を明け渡す。
- (6) 占有目的、状況を変更する場合は、相手方及び利害関係人は、申立人に対し、その旨を事前に書面によって通知し、申立人の承諾と許可を事前に得なければならない。
- (7) 申立人は、相手方または利害関係人においてやむを得ない事情がある場合は協議の上、(2)に示す本件土地の明渡期限を延長することができる。ただし、その場合は(4)記載の賃料相当損害金についても協議することとする。
- (8) 調停費用は、各自の負担とする。

議案第 7 号

民事調停の成立について

佐野簡易裁判所平成 29 年（○）第○号調停申立事件について、泉南市は次のとおり調停を成立させるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 申立人 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

2 相手方 ○○ ○○（泉南市内）

3 調停成立の内容

- (1) 申立人は、相手方に対し、平成 31 年 1 月 10 日付で、使用している泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市○
○○○番。以下「本件土地①」という。）を代金 581 万 1,500 円で売り渡す。
- (2) 相手方は、本件土地①を現状有姿のまま異議なく買い受けるものとし、申立人は本件土地に瑕疵がある場合にも、担保の責を負わないものとする。

- (3) 相手方は(1)の支払日から7年間、本件土地を自己の居住用に供し、期間内に本件土地上に住居以外の建物の建築及び本件土地上の全部または一部について所有権の移転または地上権、質権もしくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用借権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転することをしてはならない。
- (4) やむを得ない理由により、(3)に定める内容を変更する必要があるときは、相手方は予め書面によって通知し、申立人の承諾を得なければならない。
- (5) 相手方が(3)に定める期間または(4)により変更された期間中に(3)に定める行為をしたとき、申立人は(1)に定める価額で本件土地を買い戻すことができるとともに、相手方は(1)の支払日から本件土地①を申立人に引き渡すまでの期間に対応する賃料相当損害金を申立人に支払うものとする。
- (6) 相手方は申立人に対し、泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市〇〇〇〇番。以下「本件土地②」という。）を明け渡し義務があることを認める。
- (7) 申立人は相手方に対し、本件土地②の明け渡しを平成31年12月31日まで猶予する。
- (8) 相手方は申立人に対し、平成32年1月1日限り、本件土地②上の工作物等を収去し、同土地を明け渡す。なお本件土地②上の工作物等の収去費用は相手方の負担とする。
- (9) 相手方は申立人に対し、本件土地②の明け渡しまで、月額1万1,172円の賃料相当損害金を支払う。
- (10) 相手方が(9)の賃料相当損害金の支払いを怠ったときは、(7)の猶予期限にかかわらず、直ちに本件土地②上の工作物等を収去し、同土地を明け渡す。
- (11) 調停費用は、各自の負担とする。

議案第 8 号

民事調停の成立について

佐野簡易裁判所平成 29 年（○）第○号調停申立事件について、泉南市は次のとおり調停を成立させるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 申立人 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

2 相手方 ○○ ○○（泉南市内）

3 調停成立の内容

- (1) 相手方及び利害関係人 ○○ ○○（以下「利害関係人」という。）は、申立人に対し、使用している泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市○○○○番。以下「本件土地」という。）を明け渡す義務があることを認める。
- (2) 申立人は、相手方及び利害関係人に対し、本件土地のうち、建物底地部分の明け渡しを平成 34 年 1 月 31 日まで猶予するとともに、相手方及び利害関係人はそれ以外の土地部分を平成 31 年 1 月 31 日限り申立人に明け渡す。

- (3) 相手方及び利害関係人は、申立人に対し、平成34年2月1日限り、建物底地部分の土地上の建物及び工作物を収去し、建物底地部分の土地を明け渡す。
- (4) 本件土地上の建物及び工作物の収去費用は、相手方及び利害関係人の負担とする。
- (5) 相手方及び利害関係人は、申立人に対し、平成31年1月から建物底地部分の明け渡しまで、月額8,400円の賃料相当損害金を支払う。
- (6) 相手方又は利害関係人は、賃料相当損害金の支払いを2回以上怠り、かつ、その額が1万6,800円に達した場合は、(2)記載の猶予の期限に関わらず、直ちに本件土地上の建物を収去し、本件土地全部を申立人に明け渡す。
- (7) 土地占有の目的や状況を変更する場合は、相手方及び利害関係人は申立人に対し、予めその旨を書面によって通知し、事前に申立人の承諾を得なければならない。
- (8) 相手方又は利害関係人において、やむを得ない事情がある場合は申立人と協議の上、明け渡し期限を延長することができる。ただし、その場合は(5)記載の賃料相当損害金についても協議することとする。
- (9) 調停費用は、各自負担とする。

議案第9号

訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり、建物収去土地明渡請求の訴えを提起したいので、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 当事者

原告 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

被告 ○○ ○○（泉南市内）

2 請求の要旨

原告は、被告に対し、泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市○○○○番）上に存在する被告名義の建物を収去

し当該土地を明け渡せとの判決を求める訴えを提起するものである。

3 請求の理由

被告は、当該泉南市樽井地区財産区財産たる土地上に無権原で建築された建物の登記簿上の所有者である。被告は当該建物に居住しているところ、原告は、去る平成29年第3回泉南市議会定例会にて承認を得て、被告に対し、当該財産区財産の払下げ又は貸付を求める調停を佐野簡易裁判所に申し立てた（平成29年（○）第○号）。以後調停を重ねたものの折合がつかず、平成30年8月24日に調停不成立となった。よって、請求の要旨記載のと通りの請求を行うものである。

議案第 10 号

訴えの提起について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、下記のとおり、建物収去土地明渡請求の訴えを提起したいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 当事者

原告 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

被告 ①〇〇 〇〇

②〇〇 〇〇（泉南市内）

2 請求の要旨

原告は、被告に対し、泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市〇〇〇〇番）上に存在する〇〇 〇〇名義となる建物を収去し当該土地を明け渡せとの判決を求める訴えを提起するものである。

3 請求の理由

被告①及び②は、いずれも、当該泉南市樽井地区財産区財産たる土地上に無権原で建築された建物の登記簿上の所有者（〇〇 〇〇）の法定相続人である。被告のうち①は、当該建物を管理しているところ、原告は、去る平成29年第3回泉南市議会定例会にて承認を得て、①に対し①が使用する当該財産区財産の払下げ又は貸付を求める調停を佐野簡易裁判所に申し立てた（平成29年（〇）第〇号）。以後調停を重ねたものの折合がつかず、平成30年10月31日に調停不成立となった。よって、請求の要旨記載のと通りの請求を行うものである。

議案第 11 号

訴えの提起について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、下記のとおり、建物収去土地明渡請求の訴えを提起したいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 当事者

原告 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

被告 ○○ ○○（泉南市内）

2 請求の要旨

原告は、被告に対し、泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市○○○○番）上に存在する被告名義の建物を収去

し当該土地を明け渡せとの判決を求める訴えを提起するものである。

3 請求の理由

被告は、当該泉南市樽井地区財産区財産たる土地上に無権原で建築された建物の登記簿上の所有者である。被告は当該建物に居住しているところ、原告は、去る平成29年第3回泉南市議会定例会にて承認を得て、被告に対し、当該財産区財産の払下げ又は貸付を求める調停を佐野簡易裁判所に申し立てた（平成29年（○）第○号）。以後調停を重ねたものの折合がつかず、平成30年11月2日に調停不成立となった。よって、請求の要旨記載のと通りの請求を行うものである。

議案第 12 号

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成 11 年泉南市告示第 72 号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により阪南市及び岬町と協議するにつき、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

阪南市泉南市岬町介護認定審査会の庶務を平成 31 年度から岬町が行うこととするため、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約中の関係規定を変更する必要から、関係市町と協議するに当たり議会の議決を求めるものである。

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成11年泉南市告示第72号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「泉南市長」を「岬町長」に改め、同条第2項中「泉南市長」を「岬町長」に、「岬町長」を「泉南市長」に改める。

第6条第2項中「岬町」を「泉南市」に、「泉南市」を「岬町」に改める。

第7条中「泉南市」を「岬町」に改める。

第8条中「泉南市長」を「岬町長」に、「泉南市議会」を「岬町議会」に、「岬町長」を「泉南市長」に改める。

第9条中「泉南市」を「岬町」に改める。

第10条第1項中「泉南市」を「岬町」に、「岬町」を「泉南市」に改め、同条第2項中「泉南市」を「岬町」に、「岬町長」を「泉南市長」に改める。

第11条及び第12条中「泉南市」を「岬町」に改める。

附則第5項中「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成22年泉南市告示第28号）」を「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成31年泉南市告示第 号）」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 13 号

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成 18 年泉南市告示第 48 号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により阪南市及び岬町と協議するにつき、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会の庶務を平成 31 年度から岬町が行うこととするため、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約中の関係規定を変更する必要から、関係市町と協議するに当たり議会の議決を求めるものである。

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成18年泉南市告示第48号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「泉南市長」を「岬町長」に改め、同条第2項中「泉南市長」を「岬町長」に、「岬町長」を「泉南市長」に改める。

第6条第2項中「岬町」を「泉南市」に、「泉南市」を「岬町」に改める。

第7条中「泉南市」を「岬町」に改める。

第8条中「泉南市長」を「岬町長」に、「泉南市議会」を「岬町議会」に、「岬町長」を「泉南市長」に改める。

第9条中「泉南市」を「岬町」に改める。

第10条第1項中「泉南市」を「岬町」に、「岬町」を「泉南市」に改め、同条第2項中「泉南市」を「岬町」に、「岬町長」を「泉南市長」に改める。

第11条及び第12条中「泉南市」を「岬町」に改める。

附則第4項中「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成22年泉南市告示第31号）」を「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成31年泉南市告示第号）」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 14 号

泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）が平成 29 年 6 月 21 日に公布され、平成 31 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、本市条例においても所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年泉南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例
第1条及び第2条中「泉南市長」を「泉南市議会議員及び泉南市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 15 号

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 31 年 4 月 1 日から水道事業が大阪広域水道企業団へ統合することに伴い、所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例

泉南市事務分掌条例（昭和46年泉南市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削る。

第2条都市整備部の項に次の1号を加える。

(4) 下水道及び河川に関すること。

第2条上下水道部の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（泉南市議会委員会条例の一部改正）

2 泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務産業常任委員会中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

議案第 16 号

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等において印鑑登録証明書の取得を可能とし、また個人番号カードを本人が市の窓口で提示することにより印鑑登録証明書を取得できるよう所要の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例（平成8年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「又はその代理人」を削り、「するときは、印鑑登録証」の次に「又は利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請について、印鑑登録者以外の者により印鑑登録証を添えて申請がされたときは、当該申請は、印鑑登録者の授権による代理人の申請とみなす。

第14条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第14条の2 第13条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを利用して必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第15条中「前2条」を「前3条」に改め、同条第2号中「登録証」の次に「又は利用者証明用電子証明書が記録された

個人番号カード」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 印鑑登録者以外の者から利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの提示があったとき。

附 則

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

議案第 17 号

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 30 年台風 21 号により家屋等の損壊が生じたことによる固定資産税等の減免申請を、期限内に申請することができなかった被災者に対し申請の機会を改めて設ける必要があるため、本条例を提案するものである。

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（昭和 36 年泉南市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 平成 30 年台風 21 号による被災者に対する減免の申請に限り、第 7 条中「災害の止んだ日の翌日から 30 日以内」とあるのは、「災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年泉南市条例第 号）の公布の日から平成 31 年 1 月 31 日まで」と読み替える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 30 年 10 月 5 日からこの条例の公布の日の前日までにされた平成 30 年台風 21 号による被災者からの減免の申請については、この条例による改正後の災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（以下「新条例」という。）第 7 条による申請があったものとみなす。
- 3 新条例の規定は、平成 30 年 9 月 4 日以後に被災があったものについて適用し、同日前に被災があったものについては、なお従前の例による。

議案第 18 号

泉南市立青少年センター及び児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立青少年センター及び児童館設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 31 年度から青少年センターが泉南中学校敷地内に移転することに伴い、設置場所についての規定の変更並びに泉南市子どもの権利に関する条例（平成 24 年泉南市条例第 26 号）の規定を踏まえた事業の追加等、所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市立青少年センター及び児童館設置条例の一部を改正する条例

泉南市立青少年センター及び児童館設置条例（昭和 5 1 年泉南市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「八丁目 1 3 番 1 8 号」を「二丁目 9 番 2 号」に改める。

第 7 条の見出し中「施行の細目」を「委任」に改め、同条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、同条に見出しとして「（使用許可）」を付する。

第 5 条の前の見出し中「及び使用」を削り、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 泉南市子どもの権利に関する条例（平成 2 4 年泉南市条例第 2 6 号）第 2 条の規定に基づく子ども施設の活用及び同条例第 7 条の規定に基づく子どもの居場所づくりに必要な環境の提供に関すること。

第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とする。

第 3 条中「、青少年センター運営委員会に諮って」を削り、「泉南市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（運営委員会）

第 5 条 青少年センターの運営に関する基本事項を協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、泉南市立青少年センター運営委員会を置く。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（開館時間等）

第 3 条 青少年センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までとする。

2 青少年センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、又は前項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 19 号

泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 31 年 4 月 1 日から、総合福祉センター業務の一部を廃止し、また利用料金の支払時期について弾力的な運用ができるよう規定を追加する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

泉南市総合福祉センター条例（平成9年泉南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条中「、地域活動支援センター」を削る。

第13条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 20 号

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正により、共生型居宅サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者及び共生型介護予防サービス事業者の特例が設けられたことに伴い、規定の整備を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び泉南市手数料条例の一部を改正する条例

(泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項各号」を加える。

第3条中「法」を「法第78条の2の2第1項第1号並びに」に、「の基準及び員数並びに同条第2項の設備及び運営に関する基準は」を「及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は」に改める。

第4条中「第17条第2項、第36条第2項」の次に「（第37条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「第36条第2項第1号」の次に「（第37条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「第36条第2項第3号」の次に「（第37条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

(泉南市手数料条例の一部改正)

第2条 泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表47の項を次のように改める。

47	介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	法第70条第1項の指定居宅サービス事業者の指定の申請（法第72条の2第1項に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。）に対する審査	1件につき 30,000円
		法第70条第1項の指定居宅サービス事業者の指定の申請（法第72条の2第1項に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。）に対する審査	1件につき 10,000円
		法第70条第1項の指定居宅サービス事業者の指定の申請（法第72条の2第1項に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。）及び法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請（法第115条の2の2第1項に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。）が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）に対する審査	1件につき 35,000円
		法第70条第1項の指定居宅サービス事業者の指定の申請（法第72条の2第1項に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。）及び法第115条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請（法第115条の2の2第1項に規	1件につき 10,000円

		定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。)が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)に対する審査	
		法第70条の2第1項の指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
		法第70条の2第1項の指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請及び法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)に対する審査	1件につき 10,000円
		法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請(法第78条の2の2第1項に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。)に対する審査(事業所の所在地が本市の区域内にあるもの(以下、この項において「区域内事業者」という。)に限る。)	1件につき 30,000円
		法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請	1件につき

	（法第 78 条の 2 の 2 第 1 項に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。）に対する審査（区域内事業者に限る。）	10,000円
	法第 78 条の 2 第 1 項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請及び法第 115 条の 12 第 1 項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請が同時になされた場合（当該 2 の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）に対する審査（区域内事業者に限る。）	1 件につき 35,000円
	法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）	1 件につき 10,000円
	法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請及び法第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該 2 の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）に対する審査（区域内事業者に限る。）	1 件につき 10,000円

	法第 7 9 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1 件につき 30,000円
	法第 7 9 条の 2 第 1 項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1 件につき 10,000円
	法第 1 1 5 条の 2 第 1 項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請 (法第 1 1 5 条の 2 の 2 第 1 項に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請を除く。)に対する審査	1 件につき 30,000円
	法第 1 1 5 条の 2 第 1 項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請 (法第 1 1 5 条の 2 の 2 第 1 項に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定の申請に限る。)に対する審査	1 件につき 10,000円
	法第 1 1 5 条の 1 1 において準用する法第 7 0 条の 2 第 1 項の指定介護 予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1 件につき 10,000円
	法第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の 指定の申請に対する審査 (区域内事業者に限る。)	1 件につき 30,000円
	法第 1 1 5 条の 2 1 において準用する法第 7 0 条の 2 第 1 項の指定地域 密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 (区域	1 件につき 10,000円

		内事業者に限る。)	
		法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1 件につき 30,000円
		法第 1 1 5 条の 3 1 において準用する法第 7 0 条の 2 第 1 項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1 件につき 10,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の泉南市手数料条例第 2 条の表 4 7 項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

大阪広域水道企業団統合に伴い、関係条例を整理するため、本条例を提案するものである。

大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例

(泉南市情報公開条例の一部を改正する条例)

第1条 泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、水道事業管理者の権限を行う市長」を削る。

(泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例)

第2条 泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、水道事業管理者の権限を行う市長」を削る。

(条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 泉南市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年泉南市条例第2号）
- (2) 泉南市水道事業職員定数条例（昭和46年泉南市条例第13号）
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年泉南市条例第4号）
- (4) 泉南市水道事業給水条例（昭和46年泉南市条例第27号）
- (5) 泉南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成25年泉南市条例第14号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（泉南市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、この条例による廃止前の泉南市水道事業の設置等に関する条例第8条（予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員である者の給与の支給については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

平成 30 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 30 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 878,612 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,477,373 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,783,426	3,705	2,787,131
	1)地方交付税	2,783,426	3,705	2,787,131
(14)国庫支出金		3,964,480	146,577	4,111,057
	1)国庫負担金	3,652,863	41,917	3,694,780
	2)国庫補助金	295,161	104,012	399,173
	3)国庫委託金	16,456	648	17,104
(15)府支出金		1,825,503	3,240	1,828,743
	1)府負担金	1,253,007	7,500	1,260,507
	2)府補助金	478,496	△4,260	474,236
(16)財産収入		69,619	189	69,808
	1)財産運用収入	15,507	189	15,696
(17)寄附金		164,215	100	164,315
	1)寄附金	164,215	100	164,315
(18)繰入金		1,195,570	△36,999	1,158,571
	1)基金繰入金	1,189,673	△36,999	1,152,674

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(20)市 債		2, 398, 163	761, 800	3, 159, 963
	1)市 債	2, 398, 163	761, 800	3, 159, 963
歳 入 合 計		24, 598, 761	878, 612	25, 477, 373

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 議 会 費		224,144	△1,322	222,822
	1) 議 会 費	224,144	△1,322	222,822
(2) 総 務 費		2,100,797	△2,840	2,097,957
	2) 徴 税 費	284,228	△2,840	281,388
(3) 民 生 費		10,653,480	27,676	10,681,156
	1) 社会福祉費	3,121,677	11,815	3,133,492
	2) 児童福祉費	3,864,947	14,720	3,879,667
	3) 生活保護費	2,008,527	540	2,009,067
	5) 介護保険費	826,628	601	827,229
(9) 教 育 費		2,003,953	844,691	2,848,644
	2) 小学校費	402,342	845,787	1,248,129
	3) 中学校費	306,444	5,836	312,280
	4) 幼稚園費	403,133	△7,032	396,101
	5) 社会教育費	416,087	100	416,187
(11) 諸支出金		351,256	189	351,445
	6) 地域福祉基金費	637	94	731

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	7)緑化基金費	382	95	477
(12)予 備 費		280,000	7,000	287,000
	1)予 備 費	280,000	7,000	287,000
(13)災害復旧費		107,659	3,218	110,877
	4)文教施設災害復旧費		3,218	3,218
歳 出 合 計		24,598,761	878,612	25,477,373

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
大阪府議会議員選挙に伴う電算業務委託事業 (平成30年度)	平成30年度～ 平成31年度	1, 4 5 6 千円
大阪府議会議員選挙に伴う選挙公報配布業務委託事業 (平成30年度)	平成30年度～ 平成31年度	7 3 4 千円
総合福祉センター指定管理事業 (平成30年度)	平成30年度～ 平成35年度	3 9 5, 1 3 0 千円
泉南阪南共立火葬場指定管理事業 (平成30年度)	平成30年度～ 平成35年度	2 7 3, 1 0 0 千円

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
学校教育施設等整備事業	千円 43,700	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 792,200	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
災害復旧事業	30,700	〃	〃	〃	44,000	〃	〃	〃

平成 3 0 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 9 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0 地方交付税		2,783,426	3,705	2,787,131			
(1) 地方交付税		2,783,426	3,705	2,787,131			
	1) 地方交付税	2,783,426	3,705	2,787,131	1. 地方交付税	3,705	
1 4 国庫支出金		3,964,480	146,577	4,111,057			
(1) 国庫負担金		3,652,863	41,917	3,694,780			
	1) 民生費負担金	3,616,050	15,000	3,631,050	7. 障害者自立支援給 付費負担金	15,000	障害者医療費負担金
	4) 災害復旧費負担金	36,000	26,917	62,917	3. 公立学校施設災害 復旧費負担金	26,917	
(2) 国庫補助金		295,161	104,012	399,173			
	2) 民生費補助金	133,419	270	133,689	3. セーフティネット 支援対策等事業費 補助金	270	生活保護適正実施推進事業補助金
	5) 教育費補助金	43,750	103,742	147,492	1. 幼稚園就園奨励費 補助金	△2,345	私立分
					2. 要保護児童生徒援 助費補助金	△25	中学校分
					5. 学校教育設備整備 費等補助金	106,112	
(3) 国庫委託金		16,456	648	17,104			

款 14 国庫支出金 項 3 国庫委託金

款 14 国庫支出金

項 3 国庫委託金

目 2 民生費委託金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2) 民生費委託金	15,824	648	16,472	1. 国民年金事務委託金	648	
1 5 府支出金		1,825,503	3,240	1,828,743			
(1) 府負担金		1,253,007	7,500	1,260,507			
	1) 民生費負担金	1,252,601	7,500	1,260,101	7. 障害者自立支援給 付費負担金	7,500	障害者医療費負担金
(2) 府補助金		478,496	△4,260	474,236			
	2) 民生費補助金	333,844	△4,260	329,584	1. 障害者医療費助成 事業費補助金	△10,000	
					3. 乳幼児医療費補助 金	4,776	
					4. ひとり親家庭医療 費補助金	850	
					9. 介護保険事業費補 助金	114	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業費補助金
1 6 財産収入		69,619	189	69,808			
(1) 財産運用収入		15,507	189	15,696			
	1) 利子及び配当金	4,066	189	4,255	1. 利子及び配当金	189	地域福祉基金利子 緑化基金利子
1 7 寄 附 金		164,215	100	164,315			
(1) 寄 附 金		164,215	100	164,315			

	2) 教育費寄附金		100	100	1. 図書購入費寄附金	100	
1 8 繰 入 金		1, 195, 570	△36, 999	1, 158, 571			
(1) 基金繰入金		1, 189, 673	△36, 999	1, 152, 674			
	7) 財政調整基金繰入金	296, 566	△36, 999	259, 567	1. 財政調整基金繰入金	△36, 999	
2 0 市 債		2, 398, 163	761, 800	3, 159, 963			
(1) 市 債		2, 398, 163	761, 800	3, 159, 963			
	7) 教 育 債	43, 700	748, 500	792, 200	1. 学校教育施設等整備事業債	748, 500	
	10) 災害復旧事業債	30, 700	13, 300	44, 000	1. 災害復旧事業債	13, 300	公共土木施設災害
歳 入 合 計		24, 598, 761	878, 612	25, 477, 373			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 10 災害復旧事業債

歳 出

款 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	224, 144	△1, 322	222, 822		△1, 322		
(1) 議 会 費	224, 144	△1, 322	222, 822		△1, 322		
1) 議 会 費	224, 144	△1, 322	222, 822		△1, 322		
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	△1, 322		4, 816
[3] 議会活動補助事業	3, 059	△1, 322	1, 737		△1, 322	議会事務局	
				節 区 分	金 額		
				9. 旅 費	△1, 322	費用弁償 普通旅費 △1, 175 △147	2, 880
2 総 務 費	2, 100, 797	△2, 840	2, 097, 957		△2, 840		
(2) 徴 税 費	284, 228	△2, 840	281, 388		△2, 840		
1) 賦 課 費	163, 942	△2, 840	161, 102		△2, 840		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△2, 840		36, 412
[2] 市税賦課事務事業	56, 971	△2, 840	54, 131		△2, 840	税務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△2, 840	航空写真撮影業務委託料 固定資産税路線価付設業務委託料 評価基図作成業務委託料 △270 △1, 920 △650	36, 412
3 民 生 費	10, 653, 480	27, 676	10, 681, 156	19, 158	8, 518		
				国庫支出金 15, 918			
				府支出金 3, 240			

(1)社会福祉費	3, 121, 677	11, 815	3, 133, 492	13, 148	△1, 333		
				国庫支出金 15, 648			
				府支出金 △2, 500			
5) 国民年金費	18, 343	648	18, 991	648			
				国庫支出金 648			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	648		800
[2] 国民年金事務事業	1, 089	648	1, 737	648		保険年金課	
				国庫支出金 648			
				[国民年金事務委託金 648]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	648	電算委託料	800
6) 総合福祉センター費	88, 035	519	88, 554		519		
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	519		1, 317
[4] 維持管理事業	1, 352	519	1, 871		519	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	519	修繕料	1, 302
7) 障害者医療助成費	202, 592	△20, 000	182, 592	△10, 000	△10, 000		
				府支出金 △10, 000			

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 7 障害者医療助成費

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 7 障害者医療助成費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△20,000		198,755
[1]障害者医療助成事業	202,592	△20,000	182,592	△10,000	△10,000	生活福祉課	
				府支出金 △10,000			
				[障害者医療費助成 事業費補助金 △10,000]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△20,000	障害者医療助成費	198,755
8)障害福祉費	1,617,889	30,648	1,648,537	22,500	8,148		
				国庫支出金 15,000			
				府支出金 7,500			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 20. 扶 助 費	648 30,000		53,760 1,471,005
[2]一般事務事業	3,389	648	4,037		648	障害福祉課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	648	障害者システム改修委託料	1,157
[4]障害者自立支援 給付事業	1,357,421	30,000	1,387,421	22,500	7,500	障害福祉課	
				国庫支出金 15,000 [障害者自立支援給 付費負担金 15,000]			

				府支出金 7,500 [障害者自立支援給 付費負担金 7,500]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	30,000	身体障害者更生医療費	1,355,910
(2)児童福祉費	3,864,947	14,720	3,879,667	5,626	9,094		
				府支出金 5,626			
1)児童福祉総務費	1,148,900	756	1,149,656		756		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	756		328
[3]特別児童扶養手 当事務事業	326	756	1,082		756	生活福祉課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	756	電算システム改修委託料	
2)子ども医療助成 費	151,198	11,940	163,138	4,776	7,164		
				府支出金 4,776			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	11,940		144,810
[1]子ども医療助成 事業	151,198	11,940	163,138	4,776	7,164	生活福祉課	
				府支出金 4,776 [乳幼児医療費補助 金 4,776]			

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 2 子ども医療助成費

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 2 子ども医療助成費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	11,940	子ども医療助成費	144,810
3) 母子福祉費	302,965	324	303,289		324		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	324		104
[1] 児童扶養手当事業	286,474	324	286,798		324	生活福祉課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	324	電算システム改修委託料	104
4) ひとり親家庭医療費	41,219	1,700	42,919		850		
				府支出金	850		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	1,700		39,670
[1] ひとり親家庭医療助成事業	41,219	1,700	42,919		850	生活福祉課	
				府支出金	850		
				[ひとり親家庭医療費補助金	850]		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	1,700	ひとり親家庭医療助成費	39,670
(3) 生活保護費	2,008,527	540	2,009,067		270		
				国庫支出金	270		
1) 生活保護費	2,008,527	540	2,009,067		270		

				国庫支出金 270			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	540		16, 891
[2]生活保護事業	1, 897, 104	540	1, 897, 644	270	270	生活福祉課	
				国庫支出金 270 [セーフティネット 支援対策等事業費 補助金 270]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	540	電算システム改修委託料	4, 104
(5)介護保険費	826, 628	601	827, 229	114	487		
				府支出金 114			
1)介護保険費	826, 628	601	827, 229	114	487		
				府支出金 114			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金 28. 繰 出 金	151 450		800 825, 817
[1]介護保険事業特 別会計繰出金事 業	825, 817	450	826, 267		450	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	450	介護保険事業特別会計への繰出金	825, 817
[2]社会福祉法人減 免措置事業	811	151	962	114	37	長寿社会推進課	
				府支出金 114			

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[介護保険事業費補助金 114]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	151	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業補助金	800
9 教 育 費	2, 003, 953	844, 691	2, 848, 644	852, 342	△7, 651		
				国庫支出金 103, 742			
				寄附金 100			
				市債 748, 500			
(2) 小学校費	402, 342	845, 787	1, 248, 129	845, 715	72		
				国庫支出金 103, 115			
				市債 742, 600			
3) 学校施設整備費	38, 054	845, 787	883, 841	845, 715	72		
				国庫支出金 103, 115			
				市債 742, 600			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	845, 787		
[1] 施設保全整備事業	38, 054	845, 787	883, 841	845, 715	72	教育総務課	
				国庫支出金 103, 115			

				[学校教育設備整備 費等補助金 103,115]			
				市債 742,600			
				[学校教育施設等整 備事業債 742,600]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	845,787		
(3)中学校費	306,444	5,836	312,280	8,872	△3,036		
				国庫支出金 2,972			
				市債 5,900			
2)教育振興費	50,621	△3,065	47,556	△25	△3,040		
				国庫支出金 △25			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△3,065		40,476
[1]就学援助事業	40,283	△3,065	37,218	△25	△3,040	学務課	
				国庫支出金 △25			
				[要保護児童生徒援 助費補助金 △25]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△3,065	要保護及び準要保護児童生徒援助費	40,283
3)学校施設整備費	88,131	8,901	97,032	8,897	4		
				国庫支出金 2,997			

款 9 教 育 費 項 3 中学校費 目 3 学校施設整備費

款 9 教 育 費 項 3 中学校費 目 3 学校施設整備費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				市債 5,900			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	8,901		
[1]施設保全整備事業	17,154	8,901	26,055	8,897	4	教育総務課	
				国庫支出金 2,997			
				[学校教育設備整備 費等補助金 2,997]			
				市債 5,900			
				[学校教育施設等整備 事業債 5,900]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	8,901		
(4)幼稚園費	403,133	△7,032	396,101	△2,345	△4,687		
				国庫支出金 △2,345			
2)教育振興費	98,046	△7,032	91,014	△2,345	△4,687		
				国庫支出金 △2,345			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△7,032		56,154
[1]私立幼稚園支援 事業	56,154	△7,032	49,122	△2,345	△4,687	学務課	

				国庫支出金 △2,345 [幼稚園就園奨励費 補助金 △2,345]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△7,032	就園奨励費補助金	56,154
(5) 社会教育費	416,087	100	416,187	100			
				寄附金	100		
9) 図書館及びホー ル費	99,797	100	99,897	100			
				寄附金	100		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100		12,530
[2] 図書館運営事業	31,077	100	31,177	100		文化振興課	
				寄附金	100		
				[図書購入費寄附金 100]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100	図書購入費	8,530
1 1 諸支出金	351,256	189	351,445	189			
				財産収入	189		
(6) 地域福祉基金費	637	94	731	94			
				財産収入	94		
1) 地域福祉基金費	637	94	731	94			

款 11 諸支出金 項 6 地域福祉基金費 目 1 地域福祉基金費

款 11 諸支出金 項 6 地域福祉基金費 目 1 地域福祉基金費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				財産収入 94			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	94		637
[1]地域福祉基金事業	637	94	731	94		長寿社会推進課	
				財産収入 94			
				[地域福祉基金利子 94]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	94		637
(7)緑化基金費	382	95	477	95			
				財産収入 95			
1)緑化基金費	382	95	477	95			
				財産収入 95			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	95		382
[1]緑化基金事業	382	95	477	95		住宅公園課	
				財産収入 95			
				[緑化基金利子 95]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	95		382
1 2 予 備 費	280,000	7,000	287,000		7,000		

(1)予 備 費	280,000	7,000	287,000		7,000		
1)予 備 費	280,000	7,000	287,000		7,000		
[1]予備費事業	280,000	7,000	287,000		7,000	財政課	
1 3 災害復旧費	107,659	3,218	110,877	40,217	△36,999		
				国庫支出金 26,917			
				市債 13,300			
(4)文教施設災害復旧費		3,218	3,218	40,217	△36,999		
				国庫支出金 26,917			
				市債 13,300			
1)文教施設災害復旧費		3,218	3,218	40,217	△36,999		
				国庫支出金 26,917			
				市債 13,300			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費 15. 工事請負費	431 2,787		
[1]小学校災害復旧事業		0	0	13,953	△13,953		
				国庫支出金 9,353			
				[公立学校施設災害復旧費負担金 9,353]			
				市債 4,600			

款 13 災害復旧費 項 4 文教施設災害復旧費 目 1 文教施設災害復旧費

款 13 災害復旧費

項 4 文教施設災害復旧費

目 1 文教施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 4,600]			
[2]中学校災害復旧 事業		0	0	18,339	△18,339		
				国庫支出金 12,239			
				[公立学校施設災害 復旧費負担金 12,239]			
				市債 6,100			
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 6,100]			
[3]幼稚園災害復旧 事業		2,787	2,787	7,538	△4,751	教育総務課	
				国庫支出金 5,038			
				[公立学校施設災害 復旧費負担金 5,038]			
				市債 2,500			
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 2,500]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2,787		
[4]その他教育施設 災害復旧事業		431	431	387	44	教育総務課	
				国庫支出金 287			

				[公立学校施設災害 復旧費負担金 287]			
				市債 100 [災害復旧事業債 公共土木施設災害 100]			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	431	修繕料	
				911, 906	△33, 294		
歳 出 合 計	24, 598, 761	878, 612	25, 477, 373				
				国庫支出金 146, 577			
				府支出金 3, 240			
				財産収入 189			
				寄附金 100			
				市債 761, 800			

款 13 災害復旧費

項 4 文教施設災害復旧費

目 1 文教施設災害復旧費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	2,370,900	14,915,419	3,119,400	15,663,919
(3) 教 育 債	1,474,300	3,598,352	2,222,800	4,346,852
2. 災 害 復 旧 債	30,700	120,711	44,000	134,011
(1) 土 木 債	24,700	113,711	38,000	127,011
計	3,843,763	27,473,771	4,605,563	28,235,571

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	9,001,090		9,001,090	35.3
(2) 地方譲与税	154,400		154,400	0.6
(3) 利子割交付金	9,700		9,700	—
(4) 配当割交付金	46,700		46,700	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	46,700		46,700	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,160,100		1,160,100	4.6
(7) ゴルフ場利用税交付金	47,400		47,400	0.2
(8) 自動車取得税交付金	61,000		61,000	0.2
(9) 地方特例交付金	40,578		40,578	0.2
(10) 地方交付税	2,783,426	3,705	2,787,131	10.9
(11) 交通安全対策特別交付金	10,221		10,221	—
(12) 分担金及び負担金	1,001,248		1,001,248	3.9
(13) 使用料及び手数料	370,453		370,453	1.5
(14) 国庫支出金	3,964,480	146,577	4,111,057	16.1
(15) 府支出金	1,825,503	3,240	1,828,743	7.2
(16) 財産収入	69,619	189	69,808	0.3
(17) 寄 附 金	164,215	100	164,315	0.7
(18) 繰 入 金	1,195,570	△36,999	1,158,571	4.6
(19) 諸 収 入	238,332		238,332	0.9
(20) 市 債	2,398,163	761,800	3,159,963	12.4
(21) 繰 越 金	9,863		9,863	—

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 議 会 費	224,144	△1,322	222,822	0.9
(2) 総 務 費	2,100,797	△2,840	2,097,957	8.2
(3) 民 生 費	10,653,480	27,676	10,681,156	41.9
(4) 衛 生 費	3,113,165		3,113,165	12.2
(5) 農林水産業費	163,879		163,879	0.7
(6) 商 工 費	85,341		85,341	0.3
(7) 土 木 費	1,524,053		1,524,053	6.0
(8) 消 防 費	1,002,995		1,002,995	4.0
(9) 教 育 費	2,003,953	844,691	2,848,644	11.2
(10) 公 債 費	2,988,039		2,988,039	11.7
(11) 諸支出金	351,256	189	351,445	1.4
(12) 予 備 費	280,000	7,000	287,000	1.1
(13) 災害復旧費	107,659	3,218	110,877	0.4
歳 出 合 計	24,598,761	878,612	25,477,373	100.0

議案第 23 号

平成 30 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度大阪府泉南市の樽井地区財産区会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 238 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 317, 358 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 諸収入		600	300	900
	2)雑入		300	300
(3) 財産収入		33,579	5,938	39,517
	1)財産運用収入	33,579	127	33,706
	2)財産売却収入		5,811	5,811
歳入合計		311,120	6,238	317,358

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 総 務 費		13,614	3,912	17,526
	1)総務管理費	13,614	3,912	17,526
(2) 予 備 費		297,506	2,326	299,832
	1)予 備 費	297,506	2,326	299,832
歳 出 合 計		311,120	6,238	317,358

平成 3 0 年度

大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2 諸 収 入		600	300	900			
(2) 雑 入			300	300			
	1) 雑 入		300	300	1. 雑 入	300	雑入
3 財産収入		33,579	5,938	39,517			
(1) 財産運用収入		33,579	127	33,706			
	1) 財産貸付収入	33,579	127	33,706	1. 土地貸付収入	127	財産区財産土地貸付料
(2) 財産売払収入			5,811	5,811			
	1) 不動産売払収入		5,811	5,811	1. 土地売払収入	5,811	財産区財産土地売払収入
歳 入 合 計		311,120	6,238	317,358			

款 3 財産収入 項 2 財産売払収入 目 1 不動産売払収入

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	13,614	3,912	17,526		3,912		
(1)総務管理費	13,614	3,912	17,526		3,912		
1)財産管理費	13,614	3,912	17,526		3,912		
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費 9.旅 費 12.役 務 費	3,769 12 131		1,607 42 99
[1]財産管理事業	13,614	3,912	17,526		3,912	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	3,769	弁護士報酬	1,607
				9.旅 費	12	費用弁償	42
				12.役 務 費	131	郵便料	99
2 予 備 費	297,506	2,326	299,832		2,326		
(1)予 備 費	297,506	2,326	299,832		2,326		
1)予 備 費	297,506	2,326	299,832		2,326		
[1]予備費事業	297,506	2,326	299,832		2,326	行革・財産活用室	
歳 出 合 計	311,120	6,238	317,358		6,238		

議案第 2 4 号

平成 3 0 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 財産収入		12	18	30
	1)財産運用収入	12	18	30
歳入合計		861	18	879

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 衛 生 費		861	18	879
	1)清 掃 費	861	18	879
歳 出 合 計		861	18	879

平成 3 0 年度

大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 財産収入		12	18	30			
(1) 財産運用収入		12	18	30			
	1) 利子及び配当金	12	18	30	1. 利子及び配当金	18	汚水処理施設管理基金定期預金利子
歳 入 合 計		861	18	879			

款 1 財産収入 項 1 財産運用収入 目 1 利子及び配当金

歳 出

款 1 衛 生 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 衛 生 費	861	18	879	18			
				財産収入			
				18			
(1) 清 掃 費	861	18	879	18			
				財産収入			
				18			
1) 汚水処理施設管理費	861	18	879	18			
				財産収入			
				18			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	18		12
[1] 汚水処理施設跡維持管理事業	861	18	879	18		環境整備課	
				財産収入			
				18			
				[汚水処理施設管理 基金定期預金利子 18]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	18		12
歳 出 合 計	861	18	879	18			
				財産収入			
				18			

議案第 25 号

平成 30 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 699 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 713, 401 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		1,160,040	3,171	1,163,211
	2)国庫補助金	257,045	3,171	260,216
(6) 繰入金		937,065	468	937,533
	1)他会計繰入金	825,817	450	826,267
	2)基金繰入金	111,248	18	111,266
(8) 財産収入		140	160	300
	1)財産収入	140	160	300
(9) 分担金及び負担金		24,931	900	25,831
	1)負担金	24,931	900	25,831
歳 入 合 計		5,708,702	4,699	5,713,401

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 総 務 費		183,638	1,350	184,988
	3)介護認定審査会費	40,429	1,350	41,779
(3) 地域支援事業費		302,895	3,171	306,066
	2)介護予防・日常生活支援総合事業費	200,683	3,171	203,854
(4) 基金積立金		295,433	160	295,593
	1)給付準備基金積立金	295,433	160	295,593
(5) 諸支出金		52,245	18	52,263
	2)雑支出金	50,535	18	50,553
歳 出 合 計		5,708,702	4,699	5,713,401

平成 3 0 年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 国庫支出金		1,160,040	3,171	1,163,211			
(2) 国庫補助金		257,045	3,171	260,216			
	5) 保険者機能強化推 進交付金		3,171	3,171	1. 保険者機能強化推 進交付金	3,171	
6 繰 入 金		937,065	468	937,533			
(1) 他会計繰入金		825,817	450	826,267			
	1) 一般会計繰入金	825,817	450	826,267	5. 事務的経費繰入金	450	
(2) 基金繰入金		111,248	18	111,266			
	1) 給付準備基金繰入 金	111,248	18	111,266	1. 現年度給付準備基 金繰入金	18	
8 財産収入		140	160	300			
(1) 財産収入		140	160	300			
	1) 基金利子収入	140	160	300	1. 基金利子収入	160	
9 分担金及び負担金		24,931	900	25,831			
(1) 負 担 金		24,931	900	25,831			
	1) 認定審査会負担金	24,931	900	25,831	1. 認定審査会共同設 置負担金	900	

款 9 分担金及び負担金 項 1 負 担 金 目 1 認定審査会負担金

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	183,638	1,350	184,988	1,350			
				繰入金 450			
				分担金及び負担金 900			
(3)介護認定審査会費	40,429	1,350	41,779	1,350			
				繰入金 450			
				分担金及び負担金 900			
1)介護認定審査会費	40,429	1,350	41,779	1,350			
				繰入金 450			
				分担金及び負担金 900			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,350		577
[1]介護保険要介護認定(介護認定審査会運営)事務事業	40,429	1,350	41,779	1,350		長寿社会推進課	
				繰入金 450			
				[事務的経費繰入金 450]			
				分担金及び負担金 900			

款 1 総 務 費 項 3 介護認定審査会費 目 1 介護認定審査会費

款 1 総 務 費 項 3 介護認定審査会費 目 1 介護認定審査会費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[認定審査会共同設置負担金 900]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,350	電算委託料	577
3 地域支援事業費	302,895	3,171	306,066	3,171			
				国庫支出金 3,171			
(2)介護予防・日常生活支援総合事業費	200,683	3,171	203,854	3,171			
				国庫支出金 3,171			
1)一般介護予防事業費	49,078	3,171	52,249	3,171			
				国庫支出金 3,171			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費 9. 旅 費 11. 需 用 費 14. 使用料及び賃借料 18. 備品購入費	15 29 351 150 2,626		90 560 2,123 303
[5]介護予防機能強化推進事業		2,626	2,626	2,626		長寿社会推進課	
				国庫支出金 2,626			
				[保険者機能強化推進交付金 2,626]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	2,626	器具購入費	

[6]ゼロ次予防推進事業		545	545	545		長寿社会推進課	
				国庫支出金 545			
				[保険者機能強化推進交付金 545]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	15	手話通訳謝礼	
				9. 旅 費	29	普通旅費	
				11. 需 用 費	351	消耗品費 印刷製本費	275 76
				14. 使用料及び賃借料	150	バス借上料	
4 基金積立金	295, 433	160	295, 593	160			
				財産収入 160			
(1) 給付準備基金積立金	295, 433	160	295, 593	160			
				財産収入 160			
1) 給付準備基金積立金	295, 433	160	295, 593	160			
				財産収入 160			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	160		295, 433
[1] 給付準備基金積立金事業	295, 433	160	295, 593	160		長寿社会推進課	
				財産収入 160			
				[基金利子収入 160]			

款 4 基金積立金 項 1 給付準備基金積立金 目 1 給付準備基金積立金

款 4 基金積立金

項 1 給付準備基金積立金

目 1 給付準備基金積立金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	160		295, 433
5 諸支出金	52, 245	18	52, 263	18			
				繰入金	18		
(2) 雑支出金	50, 535	18	50, 553	18			
				繰入金	18		
1) 返 還 金	50, 535	18	50, 553	18			
				繰入金	18		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	18		50, 535
[1] 返還金事業	50, 535	18	50, 553	18		長寿社会推進課	
				繰入金	18		
				[現年度給付準備基 金繰入金	18]		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	18	介護給付費交付金返還金	50, 535
歳 出 合 計	5, 708, 702	4, 699	5, 713, 401	4, 699			
				国庫支出金	3, 171		
				繰入金	468		

平成30年度泉南市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度泉南市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		計
		既決予定額	補正予定額	
第1款	水道事業収益	1, 673, 267千円	87, 428千円	1, 760, 695千円
第2項	営業外収益	228, 616千円	87, 428千円	316, 044千円
		支 出		計
		既決予定額	補正予定額	
第1款	水道事業費用	1, 553, 619千円	432, 116千円	1, 985, 735千円
第1項	営業費用	1, 452, 647千円	432, 116千円	1, 884, 763千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額283, 175千円」を「資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 283,975 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 267,351 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 268,151 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支	出	
		既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	資本的支出	477,146 千円	800 千円	477,946 千円
第 1 項	建設改良費	262,579 千円	800 千円	263,379 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条の職員給与費「173,408 千円」を「174,208 千円」に補正する。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成30年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的収入の補正

(単位：千円)

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水 道 事 業 収 益				1, 673, 267	87, 428	1, 760, 695	
	2. 営 業 外 収 益			228, 616	87, 428	316, 044	
		8. 長 期 前 受 金 戻 入		206, 672	87, 428	294, 100	
			1. 長 期 前 受 金 戻 入	206, 672	87, 428	294, 100	工事負担金 87, 428
合 計				1, 673, 267	87, 428	1, 760, 695	

収益的支出の補正

(単位：千円)

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 水 道 事 業 費 用				1, 553, 619	432, 116	1, 985, 735	
	1. 営 業 費 用			1, 452, 647	432, 116	1, 884, 763	
		7. 資 産 減 耗 費		57, 000	432, 116	489, 116	
			1. 固定資産除却費	56, 000	432, 116	488, 116	固定資産除却費 432, 116
合 計				1, 553, 619	432, 116	1, 985, 735	

資本的支出の補正

(単位：千円)

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
4. 資 本 的 支 出				477, 146	800	477, 946	
	1. 建 設 改 良 費			262, 579	800	263, 379	
		1. 事 務 費		48, 516	800	49, 316	
		2. 手 当	14, 732	800	15, 532	超勤手当 800	
合 計				477, 146	800	477, 946	

